

第218回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 個別報告事項 報告案件1 横浜市精神科病院障害者虐待通報窓口業務委託について</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）（41件）</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除 ア 個人情報取扱事務開始届出書（30件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（44件） ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（3件） エ 個人情報ファイル簿変更報告書（9件）</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年5月15日から令和6年6月11日記者発表分） (2) その他</p> <p>4 非公開報告事項</p> <p>報告案件1 行政機関等匿名加工情報に係る提案の報告について</p>
<p>日 時</p>	<p>令和6年6月26日（水）午後2時から午後4時まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと4・5</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、三品委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>鈴木委員、寺田委員</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>一部非公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第218回横浜市個人情報保護審議会を開始します。審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、委員5名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。本日も、WEB会議により開催いたします。</p> <p>また、本日は、新たな任期による委員の委嘱後最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局が会議の進行を務めさせていただきます。</p> <p>最初に、第13期から新たに委員をお務めいただく方を御紹介します。本日、都合により御欠席しておりますが、一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授の寺田麻佑教授です。加島委員と同じく、第三者評価委員会の委員にも令和2年度より御就任いただいております。</p> <p>【会長の選出】</p> <p>（事務局） それでは、続いて会長の選出を行いたいと思います。審議会規則第3条第1項により、会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>（加島委員） 会長は前期に引き続き中村委員に務めていただきたいと思います。い</p>

つも円滑に進行を行っていただいている中村委員がふさわしいと思います。
(事務局) ただいま、中村委員を御推薦いただきましたが、いかがでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(事務局) 委員の皆様は、中村委員に会長をお願いしたい、ということでございますが、中村委員いかがでしょうか。
(中村委員) 推薦ありがとうございます。引き続き務めさせていただきます。
(事務局) ありがとうございます。それでは、この後の議事につきましては、会長にお願いいたします。

【会長職務代理者の指名】

(中村会長) それでは、引き続き、議事を進めたいと思います。
まず、会長の職務代理者の指名を行います。審議会規則第3条第3項によりますと、会長の職務代理者は会長の指名によることとなっております。私といたしましては、是非加島委員をお願いしたいと思いますが、加島委員、いかがでしょうか。
(加島委員) 謹んでお受けいたします。中村会長を支えて参りたいと思います。
(中村会長) ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、通常の議事に入ります。はじめに、第217回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(中村会長) それでは、承認といたします。

2 報告事項

(1) 個別説明事項

報告案件1 横浜市精神科病院障害者虐待通報窓口業務委託について(健康福祉局精神保健福祉課)

(中村会長) 次に、「2 報告事項」の(1)個別報告事項の説明を行います。最初に、報告案件1「横浜市精神科病院障害者虐待通報窓口業務委託について」の御説明をお願いします。
(所管課) <資料に基づき説明>
(中村会長) ただいま御説明のありました、報告案件1に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思います。
(加島委員) 電話受付の場所は事業者のコールセンターでしょうか。
(所管課) はい。コールセンターのような場所で行っています。
(加島委員) この業務に限定した人たちで行われるのでしょうか。
(所管課) 横浜市の他の業務も受託しているので、そちらと一緒にです。
(加島委員) 20人が出入りしているということでしたが、密閉されておらず、他の業務のためにも入っているということですね。通話は録音されるのですか。
(所管課) しています。

(加島委員) 4ページ「取り扱う個人情報の項目」に録音データが入っていません。
(所管課) 修正します。

(加島委員) 録音データはどのように保存しますか。
(所管課) 事業者を確認します。

(加島委員) 電子データや紙データと同じように、録音データの管理もきちんとチェックしてください。紙データには、電話を聞きながら取ったメモも含まれているのですよね。
(所管課) はい。

(加島委員) この事業者のホームページを見ると、色々なコールセンターとして相談等を受けているようです。同じ場所で横浜市以外の通報受付もしていた場合、その人達に横浜市の情報が漏れないような管理体制がきちんとしてられていますか。市でその場所を見てチェックしたほうがいいと思います。
私は最初にこの報告書を読んで、市役所内で受け付けているのかと思いました。完全にアウトソーシングするとのことだったので心配です。
以前、第三者評価委員会で児童相談所を見学しました。派遣の人たちが児童相談所内で電話受付をしていたので、管理がきちんとできている面もありました。
市役所外部で受付をするならば、管理体制はきちんとしてほしいと思いました。

(所管課) 委託なので、履行の確認の中で実施場所での音漏れ等の状況は確認したいと思います。通報電話の番号は、横浜市役所の代表番号に近い番号を設定しているとのこと。その番号が表示された場合は特定の担当者が受け付けるようにしていますので、他都市の通報電話等と混同しないような工夫はされていると思います。

(後藤委員) 8ページ「10(4) 個人情報の運搬方法」は、社外に出すことを想定しているから書いているのではなく、「もしあった場合」ということで書いているのでしょうか。普通の業務フローでCD等に入れて頻りに運搬することはないと考えていいのでしょうか。
(所管課) 通報のやり取りに関してこちらに報告するときも、メール等で行い、基本的に外に持ち出すことはない想定していますので、あった場合を想定して書いています。

(後藤委員) 「必要があった場合にはこういうルールでやる」ということですね。
(三品委員) 8ページ「10(1) 作業施設の入退室管理」で、「ICカード等によりID等をシステムに記録」とあります。このICカードとは、施設が入っているビルが発行しているものですか。それとも、事業者が独自に用意してクロズドで管理しているものですか。
(所管課) 改めて確認します。

(三品委員) 8ページ「10(4) 個人情報の運搬方法」で、「コンタクトセンター等施設で配布される入館証は、帰宅時等移動時には口が閉じるバッグに入れて持ち運ぶ。」とありました。その管理が緩いようなら気をつけてください。

(中村会長) 最近は紙や電子データ以外に、録音を保管することが多くなってきているような気もしています。どのように保管し、どれぐらい時間が経過したら廃棄するのか注目していかななくてはいけないのかなと感じました。安全管理措

置に入れるかも含めて、事務局でも考えてもらえたらと思います。
(中村会長) それでは、他に御質問等なければ、報告案件1については、報告資料
のとおり進めていただくということによろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(中村会長) 御報告ありがとうございました。

2 報告事項 (2) (3)

3 その他

(中村会長) 次に、「2 報告事項 (2)、(3)」、「3 その他」についての報告を
行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思いま
す。

(後藤委員) 別冊3の23ページの「児童の個人情報の漏えいについて」について、
情報が漏れて、母は住所を知ってしまいました。しかし、子どもは引越しも何
もしていないということでしょうか。それ以上の措置は取らないのですか。

(事務局) 引越はしていません。お子さんの状態などからして、母は、その
居所を察していたと思われます。元々知られている前提で守っていたので、正
式に知られても、引越す必然がないという、特殊な事例です。

(後藤委員) 38ページの「委託業者におけるコンピュータウイルス感染について」
について、ランサムウェアに感染して漏えいした情報が1件のみとのことでし
た。ネットワークにつながっている以上、被害範囲を確定するのが非常に困難
で、実際には今でも不可能に近いです。どのように確認したのですか。専門業
者に確認してもらったのでしょうか。

(事務局) この事業者には、横浜市内で軽自動車税を納めている何万人ものデー
タを渡していました。「再印刷のため」と記載していましたが、何らかのトラブ
ルにより、特定の人の方だけもう一度印刷をかける必要がありました。それ以
外の方は全てもう終わっていたので、データは削除していました。その再印刷
の作業をしようとしている間にランサムウェアにロックされてしまいました。
タイミングによっては何万人分も漏れてしまった可能性があります。

(後藤委員) 実際には消去されていなくてデータが残っていることがあります。高
度なランサムウェアだと、一見消去されたようなものでもディスクイメージが
全て持って行かれることもあります。リスクがゼロではないという認識は持っ
てもらえればと思いました。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、了承といたします。

4 非公開報告事項

報告案件1 行政機関等匿名加工情報に係る提案の報告について報告案件
【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び
横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に

基づき非公開】

(中村会長) 続いて、「4 非公開報告事項」の報告案件1「行政機関等匿名加工情報に係る提案の報告について」の報告を行います。なお、行政機関等匿名加工情報の提案の内容については、提案事業者が行う予定の事業の内容等と密接に関係するものです。事業者の競争上の地位や利益を保護するという観点から、これ以降は非公開といたします。それでは、まずは事務局から本日の報告の趣旨について、御説明をお願いします。

(事務局) 今回、本市が保有している個人情報ファイルに対し、事業者から行政機関等匿名加工情報に係る提案がありました。新法施行後初の提案にもなりますので、個別に御報告させていただくものです。それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <行政機関等匿名加工情報の提案の内容について、資料により説明>

<以下は委員から意見等の要旨>

- ・加島委員から、市民の個人情報かどの業者にどのように使われるのかを市から発表すべきという意見があった。
- ・加島委員から、匿名加工の方法は具体的に検討しているのか質問があった。
- ・加島委員から、手数料の積算方法について質問があった。
- ・大谷委員から、提案者の安全管理措置は一般的なものなので、個別確認する必要があるとの意見があった。
- ・中村会長から、今後の報告にはさらに詳細な資料を用意してほしいとの意見があった。

<事務局説明要旨>

- ・どの会社が、どのような情報を収集しているかは、営業の秘密に関わるものなので、直ちに発表することはできないが、事業者側の意向を確認し、公表できるかどうか検討していきたい。
- ・初めての案件であり、手探りな部分もあるが、加工方法や安全管理措置等を含め、折に触れ経過を報告させていただきたい。

(中村会長) 本日本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 次回の日程ですが、現在のところ、審議や個別報告を要する案件を、所管課から受けていないため、7月は休会とし、令和6年9月25日水曜日午後2時からとさせていただければと思います。接続の確認のため、開始の15分前には、WEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【閉会】

資料
特記事項

1 資料
(1) 第218回横浜市個人情報保護審議会次第

	(2) 第218回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和6年9月25日(水)午後2時からWEB会議の方法により開催予定
--	---

本会議録は令和6年9月25日第219回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。